

農地中間管理事業の優良事例集
(平成28年度版)

平成29年6月

目次

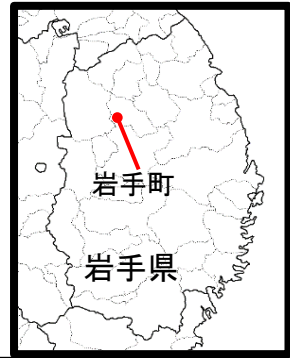
- ① 「多様な畑作経営体のニーズを「見える化」」(岩手県岩手町上浮島地区) 中山間
- ② 「集落内の意識共有と法人化による農地集積」(宮城県丸森町大内地区佐野集落)
- ③ 「土地改良区のコーディネートで地区内農地を100%集積」(秋田県北秋田市向黒沢地区) 中山間 基盤整備
- ④ 「農地利用最適化推進委員の活躍による農地集積の実現」(茨城県桜川市上城地区)
- ⑤ 「集積に向けた農業委員の活躍と機構との連携」(千葉県いすみ市苅谷下地区)
- ⑥ 「出し手と受け手の農地管理の要望を踏まえたマッチング」(富山県南砺市高屋地区)
- ⑦ 「集落全体の認識共有による集積・集約化の実現」(福井県越前市山室地区)
- ⑧ 「法人化と集積・基盤整備を一体的に進める関係機関の連携」(岐阜県下呂市萩原町羽根地区) 中山間 基盤整備
- ⑨ 「地権者のリーダーを現地相談員に任命して集約化」(愛知県岡崎市在家地区) 基盤整備
- ⑩ 「農業者間の徹底的な話し合いによる農地の集積・集約化」(滋賀県米原市朝日地区)
- ⑪ 「中山間地域での機構活用に向け関係機関が一体的に支援」(島根県雲南市大吉田地区) 中山間
- ⑫ 「担い手ニーズを踏まえた区画整理で果樹園地を集積」(長崎県西海市白崎地区) 中山間 基盤整備
- ⑬ 「機構駐在員と地区のリーダーによる法人化の推進」(大分県大分市宗方地区)

※ この資料における「中山間」は、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の対象地域を指します。

① 「多様な畑作経営体のニーズを「見える化」

(岩手県岩手町上浮島地区)

中山間



地区の特徴・状況

- 水稻のほか、露地野菜、葉タバコ、酪農など、多様な経営が展開されている地域。畑作経営体の中には、輪作や土づくりへのこだわりから、農地の流動化に抵抗感。

取組のポイント

- 地区農業の生産性向上を図る観点から、機構の地区担当職員、町職員、岩手県中山間応援隊(※)が、担い手を参集して地区内全農地の利用現況と利用意向を聴取し、白地図に落とし込むことで担い手のニーズを「見える化」。これを基に農地集積・集約化に係る検討案を作成。

※岩手県中山間応援隊: 中山間地域の各種事業活用に向けた合意形成等の地域活動を支援するための県出先職員

- この白地図と検討案を基に、農業委員が個別に農業者、農地所有者に働きかけを行い、機構の地区担当職員、町職員が、機構の活用を含めた人・農地プランの見直しについて話し合う場を設定。
- こうした関係機関の連携の結果、地区内において機構の活用にも同意が得られた。その際、他の経営支援策(堆肥購入助成(町単)等)も併せ講じることで、畑作経営体が有していた農地の流動化に関する抵抗感を乗り越えた。

活用前

※赤点線: 地区の外縁

担い手A
担い手B
担い手C
担い手D
担い手E
担い手F
担い手G
担い手H
担い手I
担い手J
担い手K
担い手L

活用後

担い手A	担い手M(新規)
担い手B	担い手N(新規)
担い手C	担い手O(新規)
担い手D	担い手P(新規)
担い手E	担い手Q(新規)
担い手F	担い手R(新規)
担い手G	担い手S(新規)
担い手H	
担い手I	
担い手K	
担い手L	

地区内農地面積: 129.8ha

機構活用による成果

- 担い手の集積面積(集積率)は51.1ha(39.4%)から80.6ha(62.1%)まで上昇。
- 担い手の平均経営面積は2.1haから4.7ha、団地の平均面積は5.9haから10.1haと規模拡大がなされた。

② 「集落内の意識共有と法人化による農地集積」

(宮城県丸森町大内地区佐野集落)

地区の特徴・状況

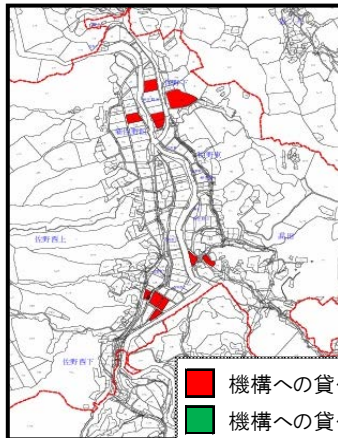
- 農地を維持したいとの気持ちは集落内にあるものの、**ほとんどの農業者が兼業農家**で高齢化が進んでいるため、**後継者不足や遊休農地拡大の課題**に直面。

取組のポイント

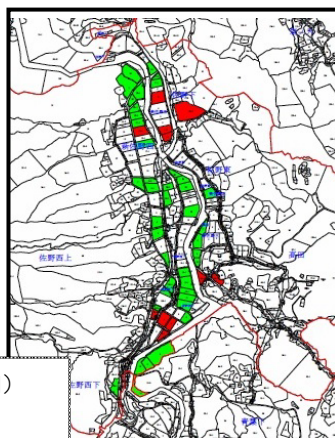
- 集落内の後継者不足や遊休農地の拡大が進んでいることに対し、集落の代表が中心となり、町とも連携して**集落内農業者に営農に関するアンケート調査**を実施し、各農業者の営農状況や意向の共有を図るとともに、**外部講師**(集落営農等による地域の再生・支援を行う団体)**による研修会を開催**した。その後も町と連携して、**集落の代表が集落全体の話し合いを定期的**に実施し、集落ぐるみの法人化と機構の活用について意識の共有化が図られていった。
- 集落内の話し合いと並行して、町職員は農業者や農地所有者に対し、機構事業の内容説明を行い機構の活用を誘導し、機構事業を使うこととなった後は**申請書類の作成の支援も実施**した。その結果、法人化が行われ、機構を活用して法人への農地の集積が図られた。
- また、**その法人代表者が相談役となり、近隣集落の農業者に法人設立までの経緯やメリットを説明することで、近隣集落の法人化への不安を払拭するとともに、農地集積及び法人化の機運を醸成**。その後、町のサポートを受けつつ、集落全体の話し合いを実施することで、平成28年度までに近隣地区・集落でも3法人が設立され、機構を活用して農地が集積・集約化された。



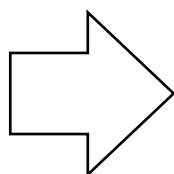
活用前



活用後



大内地区
佐野集落



- 機構への貸付農地(貸付前は担い手(個人)が利用)
- 機構への貸付農地(貸付前は担い手以外が利用)

地区内農地面積:51.7ha

機構活用による成果

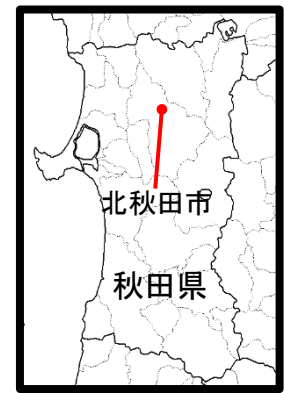
- 担い手への集積面積(集積率)は3.4ha(6.6%)から26.0ha(50.3%)まで上昇。
- 機構を活用して、大内地区伊手集落では43.9ha、館矢間地区松掛・木沼集落では23.2ha、大内地区西向集落では16.5haの農地を集積。

③ 「土地改良区のコーディネートで地区内農地を100%集積」

(秋田県北秋田市向黒沢地区)

中山間

基盤整備

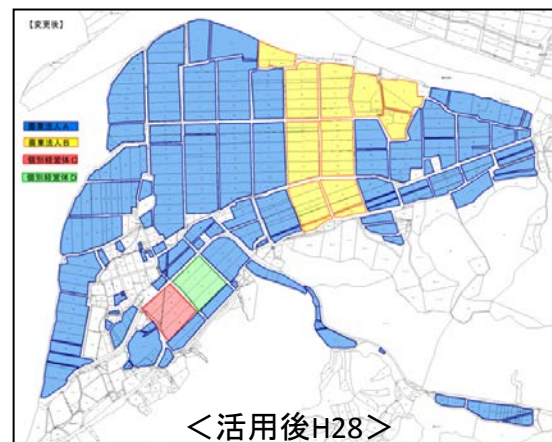
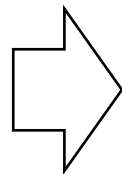
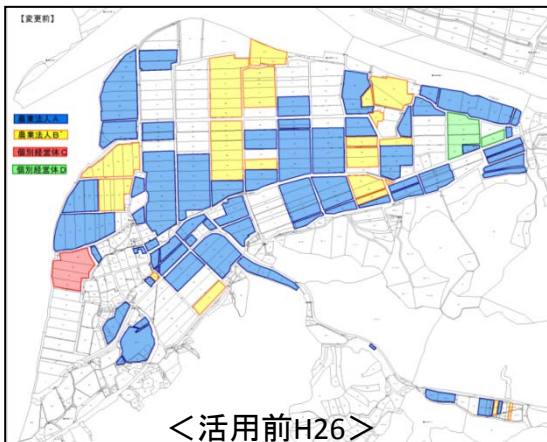


地区の特徴・状況

- 平成2年に30a区画に整備された地区であるが、担い手の農地が分散錯圃の状態。

取組のポイント

- 機構事業が創設されたことを契機に、土地改良区が中心となって、機構を活用することで担い手の農地の連担化を図ることを企図。
- 地区内の事情に精通し、農業者の信頼が厚い土地改良区職員が、機構職員、市職員と連携し、集落座談会を主催するほか、出し手への働きかけとして、担い手とともに農地所有者を個別に訪問し、機構事業の狙い、メリット等を説明した結果、地区内の全農地が機構へ貸し付けられることとなった。
- また、担い手が経営する農地を連担化していくためには利用権の交換が必須であり、また、担い手同士の話合いの場を土地改良区職員等が設け、利用権の交換後の姿を具体的に提示することにより、担い手の経営農地の連担化に向けた話合いを効果的にリード。その際、機構職員は機構事業の内容等について説明することで担い手間の理解を進めた。
- その結果、地域内の集積率は100%を達成。



地区内農地面積:61ha

機構活用の成果

- 担い手の集積面積(集積率)は41ha(61%)から61ha(100%)まで上昇。
- 農業法人Aの団地の平均面積は1haから3.3haに拡大。

④ 「農地利用最適化推進委員の活躍による農地集積の実現」

(茨城県桜川市上城地区)



地区の特徴・状況

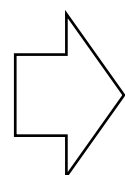
- 水稻を中心とした土地利用型農業が展開されているが、高齢化や後継者不足により、担い手が不足。

取組のポイント

- 機構、県、農業委員会は、同委員会が平成28年度に新制度に移行したことを機に、農業委員・農地利用最適化推進委員に対する機構事業に係る研修会を実施。
- 研修を受けた地区担当の推進委員が、地区内の担い手や農地所有者を対象に機構活用に向けた説明会を企画。その説明会の開催までに推進委員は担い手と農地所有者を個別訪問し、説明会への参加を呼びかけ。説明会においては、推進委員が機構職員の協力を得ながら、機構事業の制度・メリットに関する説明資料を作成して使用。また、地区内の農地の利用状況を地図に色分けした現況図を作成し、担い手と農地所有者の最終的な意向確認を実施した。
- こうした推進委員主導による活動の結果、担い手・農地所有者の賛同を得ることができ、遊休農地を含む地区内農地9haを新たに機構を経由して担い手へ集積・集約化。今後、推進委員は農地所有者へのヒアリングを更に進め、意向を把握しながら、更なる機構を活用した農地の集積・集約化を進めていく予定。



活用前



活用後

地区内農地面積:41.1ha

機構活用による成果

- 担い手への集積面積(集積率)は10ha(25%)から19ha(47%)まで上昇。

⑤ 「集積に向けた農業委員の活躍と機構との連携」

(千葉県いすみ市苧谷下地区)

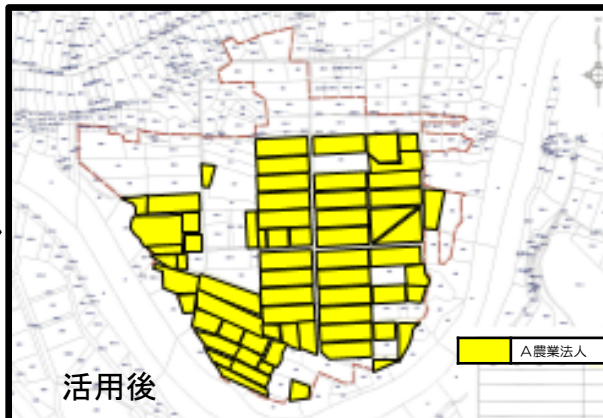


地区の特徴・状況

- 進入路が狭く、大型機械の入ることが困難で作業効率が悪い水田地帯。高齢化は進行し、地区内に担い手はおらず遊休農地も発生している状況。

取組のポイント

- 地区の農地所有者が農業委員会に今後の農地利用について相談を持ちかけたことで、農業委員が主導して地区内の話合いがスタート。その話合いを通じ、農地所有者の大半から、農地をしっかりと利用してくれる担い手へ農地を貸すことの意味確認はとれたものの、農業委員や地区内農地所有者では地区外から担い手を見つけることが困難な実情にあった。そこで、農業委員が機構に相談し、両者で共同して取り組む方針とした。
- 農業委員は農地所有者を個別訪問し、機構活用に向けた説明会への参加を呼びかけ、説明会を通じて意思統一を図った。農業委員会職員は、遠隔地の農地所有者や相続人への連絡を行い、より多くの者が機構を活用するよう活動。その結果、地区内の過半の農地所有者が機構への貸付けと、転貸先を機構に一任することを合意するに至った。
- 農業委員の活動と並行して、機構の支部職員は、機構が有する農地の借受希望者情報を基に、苧谷下地区近隣で規模拡大を志向している担い手を探したところ、A農業法人に行き当たり、支部職員が直接同地区への参入を打診し了解を取付け。これにより、機構は同地区の過半の農地をA農業法人へ集積。なお、農地の出し手となった農地所有者は、機構貸付け後も、揚水施設等の管理に携わり、地区内の農地の維持管理に一定の役割を担当。



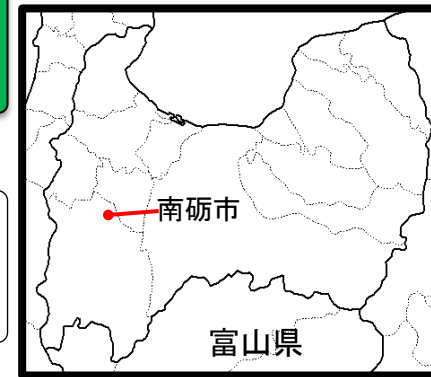
地区内農地面積: 7.4ha

機構活用の成果

- 担い手の集積面積(集積率)は0ha(0%)から4.6ha(62%)まで上昇。
- A農業法人の他地区を含む経営規模は43.1haまで拡大。

⑥ 「出し手と受け手の農地管理の要望を踏まえたマッチング」

(富山県南砺市高屋地区)



地区の特徴・状況

- 水稲、大麦、大豆等を作付けする地域。地区内に担い手が少ないため、兼業農家が農業を担ってきた状況。しかし、高齢化や米価の低下等を理由にリタイアを考える農業者が増加し、新たな担い手の確保が課題。

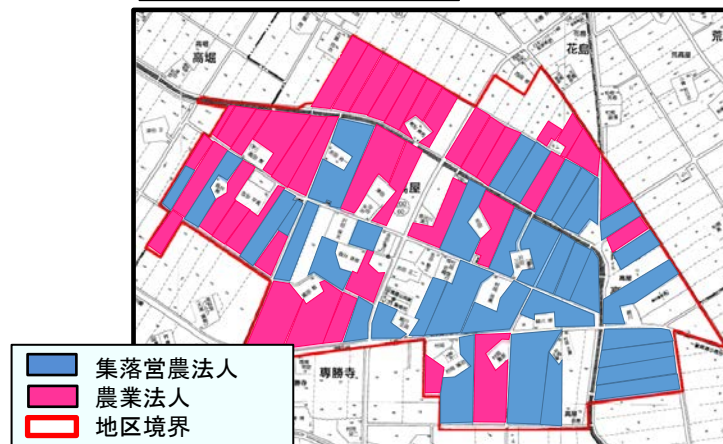
取組のポイント

- 担い手の確保に向けて地区内の普及指導員経験者が中心となり、市・JAの職員等と協力しながら、人・農地プランの話し合いの場を設置。検討を経て地区内で数筆受託していた農業法人と近隣集落の集落営農法人に農地を集積することに決定。
- 農業法人は管理作業を含め全作業を自ら行うとする一方で、集落営農法人は水管理等の管理作業を農地所有者に作業委託することとしており、市・JA職員が両法人の希望と出し手の意向を話し合いの場で再確認及び調整し、受け手・出し手双方の管理作業に係る意向がマッチするように機構による農地の配分を行った。
- 集落営農法人への農地の出し手となった者の中には、田植えや収穫作業を行う農繁期のオペレーターとして期間雇用を受ける者(9名)もあり、集落営農法人の労働力確保と出し手の雇用創出を実現。

南砺市高屋地区



機構活用後の集積状況



地区内農地面積:29.2ha

機構活用の成果

- 担い手の集積面積(集積率)は12.8ha(43.8%)から23.5ha(80%)まで上昇。